

によれるなり、此外應永三十五年正月十一日、勝定院義持薨じ給ひ、此年二月九日に改元正長と號す、是稱光院御代始によれり、是より先應永十五年正月六日、鹿苑院義滿薨じ給ひ、同三十二年二月十七日、長德院義量薨じ給ひしかど、改元ありしにもあらず、又嘉吉三年七月廿一日、慶雲院義勝薨じ給ひ、四年二月五日改元文安と號す、是兵革によれり、是より先嘉吉元年六月廿四日、普光院義教弑せられ給ひしかど、改元有しにはあらず、是ら其疑ふべき所なれど、武家の御事によらざる事既にかくのごとし、然るを今前代の御事によりて、正徳の號を改めらるべき由を以て仰られんに、もし上の人々是等の例によりて議し申さるゝ事ありなんにいかにや侍ふべき、たとひ又それらの事に及ばずして、仰らるゝ所によられて、改元の事おはしますとも、天下後代有識の君子議し申事あらんには、當時補佐の人々の瑕瑾におはしますまじきにもあらず、是等の間よく御議定に過べからずと申たりければ、説房朝臣いかにやはかられたりけん、此事もまた行はれずぞなりける、

〔西宮記臨時一〕改年號

京内詔書出後、不待覆奏用之、御卽位後明年改年號仁和天皇崩三年改元、

大臣奉勅仰文章博士令勅申年號奏聞、勘定之後、仰内記令作詔書、奏草及清書、賜御畫日下中務、中務度案於太政官、太政官連署、大納言覆奏畢、下施行官符、康保年號以舊勅申年號被改之、延長年號博士所進字不快、有勅以文選白雉詩文被改閏月改之、延喜元年八月廿九日改元之由告神明、

〔江家次第十八〕改元事

大臣參陣奉仰或於里第奉之實例、仰式部大輔文章博士等令勅申年號字召陣可仰之、近例或令外記傳仰、可被改元日、大臣參陣定申先仰外記著外座令置膝突外記進勅文、先乍居陣座令藏人奏勅文等、次蒙可定申之仰、諸卿共定申、次令大辨讀之、定兩三奏之付外藏人重被仰此中可用何年號哉由勅文留御所又令奏一